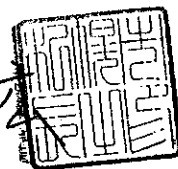


札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和7年2月28日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第6号

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条
例の一部を改正する条例

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成2
6年条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。